

平成30年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年11月13日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 16時25分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 前田 博明

委員 中村 香

【欠席委員】

委員 岡田 弘

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

指導課担当課長 小林 勝弘

指導課長 久保 慎太郎

指導課指導主事 吉澤 晋

健康給食推進室担当課長 古俣 和明

健康給食推進室課長補佐 新田 憲

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課担当課長 稲葉 武

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 井汲 眞佐子

文化財課主任 岡崎 禎緒

健康給食推進室担当係長 葛山 久志

教職員人事課担当課長 金子 清

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 前田 博明

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、岡田委員がまだ来られておりませんが、教育長及び在任委員の過半数であります4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

9月の定例会及び10月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていると思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

4 傍聴（傍聴者 4名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございます。本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

また、報道機関より撮影などの申し出がございます。「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから議事に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしでございますので、報道機関に限り、ただいまから議事に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No.6、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号は、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第50号は人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、議案第51号は特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

なお、報告事項No.6、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、議案第50号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 平成30年第3回市議会定例会について

【渡邊教育長】

それでは、撮影はここまでで、よろしくお願いいたします。

まず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 平成30年第3回市議会定例会について」でございます。説明を総務部長にお願いいたします。

【野本総務部長】

それでは、「報告事項No.1 平成30年第3回市議会定例会について」御報告させていただきます。今回の市議会は、9月3日から10月15日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

はじめに、資料(1)平成30年第3回市議会定例会の答弁についてでございます。

まず①代表質問でございますが、今回は9月12日、13日の2日間で行われ、全会派から御質問がございました。主な内容といたしましては、特別教室、体育館への冷房設備の設置に関するもの、熱中症対策に関するもの、小杉小学校の校歌、工期、施設開放に関するもの、学校のブロック塀の安全対策に関するものなどがございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料3ページから18ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それでは、2ページをお開きください。②決算審査特別委員会でございますが、文教分科会が9月27日、総括質疑が10月5日に、それぞれ行われました。

文教分科会におきましては、7名の委員から12項目の質問をいただきました。主な内容といたしましては、子どもの泳力向上事業費に関するもの、適応指導教室運営事業に関するもの、教育委員会の契約案件及び予算運用に関するもの、県費負担教職員移管経費及び学校運営事業に関するもの、校務支援システムに関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の20ページから39ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、9月20日に行われました総務分科会及び9月25日に行われました環境分科会におきましても、それぞれ1項目の質問をいただき、関係理事者として所管課長が出席いたしました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の19ページにまとめてございますので、こちらも併せて後ほどごらんいただきたいと存じます。

総括質疑におきましては、4項目の質問をいただきました。内容といたしましては、学校給食における食物アレルギー対応に関するもの、障害児の就学と医療的ケア事業に関するもの、川崎

市スポーツ協会との随意契約に関するもの、学校施設における定期点検に関するものでございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の42ページから45ページにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成30年第3回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。
中村委員。

【中村委員】

23ページのところで、適応指導教室運営事業について書かれているんですけども。中学を卒業後も2年を目途に継続的に相談などをしてくださっているようなんですけども、今の時代は、中学までは義務教育ですが、高校まで全入時代であることを考えると、何で2年なのかっていうところがちょっと疑問だったんですけども、その辺はどうかしら。

【渡邊教育長】

センター所長、お願いします。

【小松教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務】

今、中村委員が御指摘のとおり、中学を卒業した後、ほとんどの子どもたちが高校などに進学してまいりますので、3年生を目途にということなんですけども、御家庭によっては、いつまでも御家庭の中に入り込んでというのを御遠慮される方もいらっしゃいますので、そのあたりは様子を見ながらということなんです。2年生までを目途にということではお話はさせていただいておりますが、各学校、家庭の御事情ですとか、お子さんの今抱えている問題の大きさですとかに対応するような形で必ずしも2年生になったから、3年生になるのもうストップですよというような、そういう切り方はしておりません。御家庭の状況にあわせてというような対応で御理解いただければと思います。

【中村委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

毎年卒業生が出ますので、数そのものはどんどん増えてまいりますので、ある程度限界もあるのではないかと思いますけれども。

【中村委員】

今、希望される方には継続してくださっているということを伺って安心しました。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

3 ページのところで、体育館への冷房設備の設置のお話があったと思うんですけども、本市においては国や他都市の動向を注視してまいりますということで、保護者の立場として、本当に今年の夏は非常に暑い夏で、体育館も日によっては、例えば校庭は日差しがなくて風がある日なんかは体育館のほうが暑いというような日もありまして、やっぱりちょっと体育館での集会ができないとか、授業をちょっとする場所を考えるというような対応を小学校のほうでとっていただいたというようなお話を聞いているんですけど、なかなか体育館に冷暖房設備を設置することは、非常にお金がかかるというか、単純にクーラーをつければ冷えるわけではないような施設ですので、非常に、設備の中を子どもたちが運動したり勉強するのに快適にするのが難しいのかなというのは保護者としても感じているんですが、先進事例を研究するということがここに書かれておりますので、なるべくお金がかからない形、例えば全体が冷えなくても一部が冷えるとか、いろんな形があると思うんですけど、子どもたちが危険なことにならないような、そういう措置をぜひ御検討いただければと思います。

よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

特に教育環境整備推進室長、ございますか。

【古内教育環境整備推進室長】

まさに、御指摘のとおりで、なかなか技術的な側面と、あと経費的な面、さまざま課題はありますが、勉強させていただいて、できれば御要望にお答えできる日が早く来るような研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【高橋委員】

ここに先進事例って書いてあるんですけど、何か具体的にそういうものが出てきたりはしているんですか。

【古内教育環境整備推進室長】

幾つか既存の体育館に後付けで、体育館自体は商業的に、例えば横浜アリーナですとか、大きな施設で空調がないわけではございませんので、それほど大きくはないんですけども、一部屋を空調するというようなものよりは、やはり体育館は500平米ですとか、1,000平米ありますので、それに見合った技術的な背景を持って、検討を進めていく必要がある。事例はありますので。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

私も今、高橋委員が言われたように、体育館の冷房化については、今まで中学校3校ですか、体育館。それと地中熱を利用した冷却の方法で1校というふうに理解しているんですが、大きな大震災の避難所というようなことも、もちろん高橋委員が言われたような、子どもの健全な育成という面からも含めて、できるだけ、今お答えになったように注視していくではなくて、もっと積極的な取組をお願いしたいなと思います。

もちろん、予算もかかりますし、また今度スクールミーティングで行く南生田小みたいに、古くてやはり新しくと言われていたようなものが優先されるのは承知しているんですが、それとあわせながら、避難所、子どもの育成ということを考えて、もっと積極的に、一つでも増えるように努力していただけたらなというふうに思っています。

それからもう1点、9ページにスクールソーシャルワーカーのことが書いてあるんですが、私も退職した後5年間、スクールソーシャルワーカーの方と一緒に仕事をしまして、そういう事例と一緒に学校に訪問して、その子どもの対応に当たった経験があるんですが、川崎市の場合には人数も増えましたけど、私がやっていた時代よりも、かなり私のときの倍ぐらいに今人数はなっていると思うんですが、ただ、他都市に比べると、例えば一番進んでいるのは福岡市教育特区で、60とか80とかって人数がそういうのを報道で見まして、しかも正規職員、事務職員の定数でスクールソーシャルワーカーを正規職員に入れるというような報道を見ましたが、やはり川崎市の場合ももう少しスクールソーシャルワーカーの効果というのは私も非常に一緒に仕事をさせていただいて、非常勤では年数があって、力のある方もやめざるを得ないんですね。

つい先日出かけたときに、小杉駅でその働いていた方とお会いしたんですが、今どうされてますかって聞いたら、川崎市の年限があったので、今は立川市で働いているというふうにおっしゃったんですね。あんな力のある方を手放してしまってというふうに思いましたので、やはり福岡市みたいな教育特区を利用しての正規職員とか、今の川崎市の人数の倍、3倍、そういうような形で積極的にスクールソーシャルワーカーの雇用について、非常勤ではなく正規職員も含めて検討していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【渡邊教育長】

これは、御意見でよろしいですか。

【前田教育長職務代理者】

はい。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

3 ページの上のほうの、熱中症対策なんですけども、答弁の一番下のほうで、各学校においてこの基準で判断するように指導というふうになっているので、学校の中ではこういう指導がなされているというふうに解釈しておりますけれども、施設開放委員会とか、その類はどういうふうになっているんでしょうか。

【渡邊教育長】

おわかりの方、いらっしゃいますか。

また具体的に調べて改めてお答えいただくようにしましょうか。

【小原委員】

後でお聞かせ願えればというふうに思います。

あと、いろんなところにあるんですけど、学校ブロック塀の安全確保のようなところで、2.2メートルを超えるブロック塀の現在の状況はどういうふうになっているのかだけ、お聞かせ願えれば。

【渡邊教育長】

教育環境整備推進室長。

【古内教育環境整備推進室長】

現在、2.2メートルを超えるものについては、全て撤去済みの状況になります。

今後、予算措置を講じながら、2.2メートル超えの撤去をしたものについては、年内、フェンス等の設置ができるように、今進めております。

【小原委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それではまた、大変量が多くございますので、お気づきの点などありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、ただいまの報告事項No.1でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 1 は承認といたします。

報告事項 No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。説明を引き続き、総務部長にお願いいたします。

【野本総務部長】

それでは、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

今回は、前回御報告いたしました、平成30年7月24日開催の教育委員会定例会以降に文教委員会に付託されました陳情につきまして、御報告申し上げます。お手元の資料、「平成30年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況」の5ページをお開きください。

陳情第125号「道路遊びの危険性の周知徹底を求める陳情」でございますが、「教育委員会及び各学校長は、今一度この通達の周知徹底を図り、道路ではなく安全な場所で遊ぶよう児童に指導すること」などを求めるものでございまして、去る7月11日に提出され、今後文教委員会にて審査が行われる予定となっております。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。御質問ございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No. 2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 2 は承認といたします。

報告事項 No. 3 平成29年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 3 平成29年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について」でございます。説明を、指導課担当課長にお願いいたします。

【小林指導課担当課長】

よろしくお願ひいたします。

平成29年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果につきまして、御報告させていただきます。お手元の資料は、文部科学省による「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に合わせ、神奈川県が実施した「平成29年度神奈川県児童・生徒の問題行動等の状況調査」における、本市の状況をまとめたものでございます。なお、先月、10月25日に文部科学省及び神奈川県の報道発表に合わせ、本市におきましても、同日の10月25日に報道発表いたしました。

調査の内容は、「暴力行為」、「いじめ」、「長期欠席」の調査となっております。それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

1ページから2ページをごらんください。1ページには、本市における「暴力行為の概要」と「いじめの概要」、2ページには「長期欠席の概要」を記載しております。具体的な内容につきましては、3ページ以降の資料にて御説明いたします。

では、3ページをごらんください。本市の小・中学校における暴力行為の状況について御説明いたします。(1)は、過去5年間の暴力行為の発生件数の推移を示しております。小学校における暴力行為は、平成29年度は140件で、平成28年度の191件から51件減少しております。一方、中学校における暴力行為は、平成29年度は196件で、平成28年度の221件から25件減少しております。

次に、(2)は暴力行為の形態別発生件数をまとめたものでございます。小・中学校ともに、最も多いのは生徒間暴力で、小学校は95件で全体の約68%、中学校は112件で全体の約57%と、ともに全体の5割を超えています。

(4)、1人で5件以上の暴力行為を起こした児童生徒数の5年間の推移でございます。小学校では昨年度と同様の6人、中学校では4人から2人と減少しております。

16ページをごらんください。「参考資料1」の神奈川県の暴力行為の発生件数の地域別の表から、1,000人当たりの件数を見ていただくと、本市が他の政令市や地域と比較して低いことがわかります。

次に、18ページをごらんください。過去3年間の小学校における暴力行為の増加の傾向は、国の調査結果からもうかがえ、18ページにございます「参考資料2」の国の「暴力行為発生件数の推移」のグラフからも見てとれます。

先ほども申し上げましたが、本市の暴力行為の発生件数につきましては減少となっておりますが、今後は、暴力行為の見られる学校の状況や、繰り返し暴力行為を行う児童生徒の生活環境等の背景を分析し、早い段階から指導・支援を粘り強く行い、学校や関係機関とも連携して、暴力行為のさらなる減少に努めてまいります。

次に、6ページをごらんください。(1)は過去5年間のいじめの認知件数の推移を実数と、000人当たりの出現数の表、及び過去10年間の推移をグラフで示しております。平成29年度、小学校におけるいじめの認知件数は1,923件で、前年度の1,165件から758件増加しております。また、中学校における認知件数は253件で、前年度の231件から22件増加しております。

いじめの件数が、平成28年度から急増しておりますが、特に昨年度の調査から文部科学省は、

「発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消にむけて取り組むことが重要である」とし、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期の段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価しております。いじめの認知件数が増加していることは、こうした国のいじめの認知に関する考え方の周知が図られていると考えております。19ページをごらんください。「参考資料2」の国の調査結果である「いじめ認知件数の推移」のグラフからも、本市のグラフと同様の傾向であることがわかります。

次に7ページをごらんください。(3)は、いじめの学年別の認知件数でございます。特に小学校でのいじめ認知件数が増加しています。(4)は、平成28年度と29年度のいじめの態様別発生件数です。いじめの態様別で一番多いのは、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」で、小学校においては、1,923件中、1,047件で、中学校は253件中、168件と、どちらも全体の約5割を超えています。これは、「いじめ防止対策推進法」における、いじめの定義が、いじめを広く捉える定義に変わったことが要因の一つと考えられます。

次に、8ページをごらんください。(5)は、いじめの発見のきっかけでございますが、学校の教職員等が発見したものを上の段に、児童生徒や保護者など学校の教職員以外からの情報により発見したものを下の段に示しております。平成29年度は、小学校では教職員による発見が1,923件中、851件で、教職員以外による発見が、1,072件でございます。一方、中学校では教職員による発見が253件中、86件で、教職員以外による発見が167件となっております。

次に、9ページをごらんください。(7)は、過去5年間のいじめの改善状況の推移でございますが、平成28年度の文部科学省の調査から、「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど、調査項目が変更されたため、「解消しているもの」の占める割合が「いじめ解消率」となりました。なお、いじめが解消している状態とは、9ページの下段に四角で囲ってありますように、少なくとも2つの要件が満たされている必要がございます。

文部科学省は、平成30年6月に行われた行政説明において、「解消率が前年と比較して下がることは、いじめについて丁寧かつ慎重に対応することとなるため、問題ではない」としてはいますが、今後もいじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一に対応してまいります。

また、10ページの(8)学校におけるいじめ問題に対する日常の取組にありますように、いじめの対応について、学校と家庭だけでの対応にとどまらず、関係機関等との連携協力に努めてまいります。

次に、12ページをごらんください。川崎市立小・中学校における長期欠席の状況についてでございます。(1)は、過去5年間の「理由別長期欠席者数」を示しております。平成29年度、小学校の長期欠席者数は763人で、病気214人、不登校が430人、その他119人となっております。不登校児童数は、前年度の378人から52人増加し、過去10年で一番多い数字となっております。中学校の長期欠席者数は、1,477人で、病気195人、不登校が1,242人、その他40人となっております。不登校生徒数は、前年度の1,116人から126人増加し、小学校同様、過去10年間で一番多い数となっております。また、昨年度の調査まで欠席理由が複数あり、主たる理由を特定できない場合は、「その他」としてはいたしましたが、今年度の調

査より、主たる要因を1つ選ぶこととなり、「その他」の人数が減少しております。「その他」の主な内容は、保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心等の家庭の状況から欠席している者や、インターナショナルスクールを含む外国での長期滞在で欠席している者等になります。

(2)は、過去5年間の不登校児童生徒数の推移を実数と1,000人当たりの出現数で、また過去10年間の推移を実数と出現数をグラフに示してございます。

次に、13ページをごらんください。

(3)は、区別の不登校児童生徒数でございます。

(4)は、過去5年間の学年別の不登校児童生徒数の推移を実数とグラフにしたものでございます。学齢が上がるにしたがって、不登校児童生徒数が増えていく傾向がございます。特に、小学校6年生が翌年中学校1年生になった際の増加率が依然として高い状況となっております。

次に、14ページをお開きください。(6)は、平成29年度の不登校の要因を複数回答でまとめたものでございます。「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」、「家庭にかかる状況」が多く、その分類として、「無気力の傾向がある」、「不安の傾向がある」が増加しております。

(7)は、過去5年間の指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移でございます。指導により登校できるようになった児童生徒は全体の22.1%と、大きく減少しております。要因の一つとして、平成28年9月の「不登校児童生徒の支援のあり方」(文部科学省初等中等教育局長通知)や、平成28年12月に公布された「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受けて、長期欠席児童生徒に対して、「不登校は問題行動ではない」という趣旨から、登校という結果のみを目標とするのではなく、社会的な自立を目指し、関係機関等による、よりきめ細かい支援が図られたことが考えられます。

不登校には、様々な要因があり、今後も日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が適応指導教室やフリースクール等の関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取組を推進してまいりたいと考えております。

最後に、先ほど御紹介させていただきましたが、16、17ページは、神奈川県「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」の地域別の状況を、18、19ページは、国の「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」の状況を示した参考資料となっております。お時間のあるときにごらんいただけたらと思います。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問ございましたら、お願いいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、何点かお聞きしたいんですけども、8ページのいじめの発見のきっかけで、学校の教職員以外からの情報により発見というのがあるんですけども、それが学校の教員等が発見より多いというような結果になってますけども、さすがに学校内でそれを発見するというのはかなり難しい話だということですよ。

【小林指導課担当課長】

今、小原委員が言われたところは、確かにそうなんですけど、その中の学校の教職員以外からの情報により発見の中に、本人からの訴えというところが非常に多くて、そのところについては、例えば低学年などは、先ほどの冷やかしかからかいという御説明を差し上げたんですけど、つまり横でちょっと隣の子にちょこんてやられたということで、「僕、いじめられた」というようなことの報告というの、確かに増えてきていることで、もちろん担任が発見したり、教職員が発見するというのはベターな方法だと思うんですけど、そのように本人が自分からの訴えというの、そのところへ教員が受けとめてというような対応になっているということで、この辺のところの数字もちょっと増えてきている。もちろん、保護者からの訴えというのも非常に多いということです。

【小原委員】

本人からの訴えが増えるというのは、それはそれでいい話なんですけど、何か本人からの訴えが増えれば、逆にいじめがきつくなる可能性もないとは言えない部分があるんで、その辺がやはりどれだけ上手に課題解決していくかということになるのかなというふうに感じた部分。

あと、ちょっと別のものですけど、12ページの長期欠席の部分の中で、先ほどインターナショナルスクールの話が出たんですけど、どれぐらいの割合でいらっしゃるんですか、インターナショナルスクールに行っている方は。

【小林指導課担当課長】

その数字はすみません、今手元にはないんですけど、インターナショナルスクールの、あと御家庭の方針でということで御説明ありましたが、学校には行かせない、または家で勉強するという方針がありますので、ちょっとインターナショナルスクールについては、手元にありません、申し訳ありません。

【小原委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

中村委員。

【中村委員】

8ページの6番のいじめられた児童・生徒の相談の状況というところで、「誰にも相談していない」ということが結構多いんですけど、この辺はどのように捉えていらっしゃいますか。

【小林指導課担当課長】

ここで、もちろん発見が、どのようなところで発見されたということもあるんですが、誰にも相談していないってところは、いじめが深刻化したりとかということに懸念するところがあるので、やっぱり児童支援コーディネーターや生徒指導担当が、どのぐらいアンテナを張れるのかということもあります。ただ、今いわゆるSNSをめぐった問題とかのトラブルも昨今増えていまして、なかなかそういうところで相談できない、親にも保護者にも言えないというようなこと、先生たちも自分たちの友達関係のこともあまり知られたくないということが実は、かなり区の教育担当からの事例でも幾つか出てきているところもありますので、その辺のことについては、これから新しい課題でもありますので、また情報・視聴覚センターなどとも連携をとりながら、この対応については考えていきたいなというふうに思っていますが、いずれにしても先ほど本人からの訴えというところが増えてきているということで、まず子どもたちが自分で発信するというのもそうですが、保護者の方も何らかのサインが出ている可能性もあるので、その辺のところは保護者の方にも協力を得ながらやっていくことが必要かなというふうに考えております。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

今、保護者の方の御協力ということがあったんですけども、10ページのところに、いじめ問題に対する日常の取組で、下から5行目ぐらいのPTAなどの関係団体とのとか、いろいろ書いてあるんですけども、それはあまり高くないわけですよ。たまたま、今朝読んでいた論文で、栃木県の事例なんですけれども、栃木県で社会教育費がすごく減ってしまったから、最初は苦肉の策として、学校教育のほうから社会教育の人たちと一緒に人権教育とか、いじめのこととかを学校の中で、保護者の方と子どもと両方に。学校のほうは予算があるから、学校で保護者を呼んで一緒に学ぶようにしていたんですって。本当は、社会教育費がなくなってしまったからってということだったんですけど。でも、結果的に保護者の方と一緒にやったことによって、すごくいい効果が出てきているということが書かれていたものですから、そういうことを、学校の中で社会教育と連携していくというのも一つの手なのかなと思いました。

【渡邊教育長】

家庭の中で子どもたちにどのように親御さんが声を掛けるかというのは大変大事だと言えると思うんですね。私も地域教育会議の場でお話をさせてもらったことがありますけれども、いじめって、いじめられている子どもよりも、統計的に見ればいじめている子どものほうが多くなるわけですよ。ですから、御自分のお子さんを常にいじめられるという視点で心配されるのは当然な気持ちだと思いますが、一方で御自分のお子さんがいじめる側に回っている可能性も極めて高いものなので、ましてやいじめられている子がいじめている側に回るってことですね、その逆が起こるということが、これまでの調査の中でも見られているわけですので、それぞれ子ども同士がどういう関わりをすべきなのか、特に小学校の低学年ですと、関わり方がわからなくて、本

人はいじめという気持ちがなくとも、受けとめている側が非常に不快感を持っているようなものも今の定義の中ではいじめに含まれているわけですので、そのあたり、子どもの気持ちをよく汲み取りながら、人が嫌がることはしないようにしようねということをしましようということと、訴えがあったときには、今いじめという言葉が大変重大な言葉にはなっていますが、繰り返し申し上げるように、定義そのものは非常に幅広くなっていますので、親御さんも一緒になってその解決に向けて一緒に力になっていただきたい。そんなふうな話を学校の中でもしていただくと、もう少しいじめに対する構えが緩やかになって、しかも救済につながるのかなと、そういうふうに思うんですけどね。

【中村委員】

私もそう思いますね。いじめに対する理解というのをいろんなところに広げていく必要があると思っています。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

今の中村先生のお話で、川崎市ではCAP教育のほうを受けられている学校さんが結構あるかと思うんですけど、プログラムの中で、親御さんがたしか受けるようなものもあったと思うので、例えば結構やってらっしゃる学校ありますか。

【小林指導課担当課長】

ちょっと別の部署なので、今度また聞いてみたいと思いますが、体験したことはあります。

【高橋委員】

私も体験して、とてもよかったんですが、そういう取組をされているので、その効果みたいなものも見ればいいのかというふうに思いました。効果があるということであれば、もう少し積極的に取り組んでいただければ、取り組んでいくということもあるかと思っています。

【渡邊教育長】

よろしいですか。高橋委員。続きが。

【高橋委員】

別の話であるので、先にどうぞ。

【渡邊教育長】

じゃあ、また後で。
小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、相談窓口に関してちょっと。相談窓口の8ページの相談の状況で、相談窓口の件数がこれだけの数っていうのは、さすがにちょっと考えなきゃいけないのかなというふうには思っているんですけど、その辺はどう考えますか。学校以外の相談機関に相談したとかっていうのが、これがどういうところを指しているのでしょうか。

【小林指導課担当課長】

これは、多岐に結構わたってしまっていて、今、御家庭にいろんなカードみたいなものを配られたり、それがいろんな紙面の裏側にあるだとか、いろんなところでとにかく、そういうものが配られていますので、子どもたちが例えばいろんなものを手にとって、悩んだときにおうちの方にも言えなかった、先生にも言えなかった、友達にも言えなかったってときに、そこに電話かけてくるケースは幾つかあります。24時間子どものいじめ相談というダイヤルもありますので、そこは本当に今のところは、おかげ様ですごく急を要するような、例えば死にたいとかというようなところの情報は入ってきていないんですが、例えば深夜に入ってきた場合でも、私どもにつながるようになっていきますので、そこはきちんと、いわゆるいろんな方法でいじめをキャッチすることで、今広がりを見せていくので、逆に相談機関、もちろん担任とかおうちの方に言うのが一番だと思うんですが、こういうところに連絡をして、いわゆる解決を求めたりとか、自分の叫びを聞く機会をつくるということは、私は逆に子どもたちにとってはいいのかなというふうに思います。

【小原委員】

SNSとか、そういうのはどうお考えですか。利用してという、窓口を。

【小林指導課担当課長】

今、神奈川県の方で、実際に幾つかの抽出校ということで、今その取組を、今年はまだ終わってしまっているんですが、今その調査結果を待っているところで、おそらく11月下旬か12月初めぐらいに調査結果があるので、その調査結果を見て、どのぐらいの子どもたちが利用したのかとか、その実は対応についてはどうだったのかってことについては、ちょっと神奈川県教育委員会からまた情報をもらいながら検討していきたいなというふうに思うんですが、今のところ、相談しやすいというよさはあるんですけど、やっぱり課題としましては、匿名で迅速な対応が求められるときには、なかなか対応できないということとか、あと継続性の問題、匿名なものですから、そのことについては、やっぱり課題はあるのかなというふうに思っていますが、成果と課題と両方きちんと分析をして、これからの対応を考えていきたいなというふうに思っております。

【小原委員】

SNSのやつは、おそらく匿名のやつになると思うんですけど、たわいの無い話から、いろんなものが入ってくると思うんですけども、何て言ったらいいんでしょう、そういうものから子どもたちがどういう動きをしているのかっていうのを知る機会になるんじゃないかなと僕は考えているんですね。そういうふうに、情報は収集できる場所がないと、降ってわいたように事件が

起きるといふか、事故が起きるといふふうになるのかなと思うので、少しお考えいただければいいかなと思っています。

実際に相談するのは、本当に今あるような相談窓口で、本当に電話でしっかり対峙して話すとかっていうのでは構わないんですけど、窓口といふか、最初の一步みたいな部分でそれを使っていくというようなことも考えたほうがいいのかな。

最初から最後までSNSでやると、カウンセラーみたいなものが常駐してとかだと、かなりの金額になると、僕はちょっと聞かされてるので、難しい部分ではあると思うんですよ。だから、まず窓口といふか、広く知る場所としての利用方法であれば、まだそこまではいかないかなといふふうに思うので、他のところで結構運用を始めてますよね。東京でもやってると思うんですけども、その辺がどれぐらいの予算をかけて実施をしているのかっていうところを、よく見極めていかないといけないかとは思いますが、少し御検討いただければと思いますので、よろしく願いします。

【渡邊教育長】

これだけ、担任とか保護者の方が相談を受けているというのは、ある意味身近な方に相談できるということ自体は望ましいのかなとは思いますが、声をいろいろ拾っていくというのは、今小原委員言われたように努力は必要だと思いますので。

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

7ページの2年生が2倍以上、29年度なっていて、定義が変わったっていうことも要因に考えられるので、それ以外に何か要因として分析されていることがあれば教えていただきたいというのが1点と、それから8ページの(6)の相談の状況の2つ目の学級担任以外の教職員に相談したの、括弧書きが「養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員を除く」と書いてあるんですが、ここに児童支援コーディネーターが入っているとすれば、169件のうち、どれぐらいが児童支援コーディネーターがかかわったのかといふようなことについて、わかる範囲で教えていただければと、以上2点です。

【小林指導課担当課長】

まず、2年生といふのが、今倍増以上になっている、我々もそれはすごく気になりまして、各区の教育担当にも連絡をしたんですが、こちらの2年生は、若手の先生が持つことが当然多いといふことがあるんですけど、若手の先生はすごくしっかりやられている先生も多いので、一概には、それが果たして直接的な理由かどうかはわかりません。ただ、児童支援コーディネーターが2年生とか、特に小さい子たちのところに入ることが非常に多く、特に4月、5月といふところについては、1、2年生のところに行くことがとても多いんですけど、その中でいろいろ発見したりってことも当然あるようです。

それから、これも区の教育担当からの情報ですけど、1年生だと、まだ、なかなか言えなかったりって状況もあるんですけど、2年生になってくると学校生活に慣れてくるので、結構先生に「私いじめられたの」といふのを言いやすくなるという環境はあるといふのが、これが3年から

6年までそうなってほしいんですけど、なかなか高学年にいくと、そこは言えなかつたりってこともあるんですが、一番2年生あたりが今、川崎の傾向としては、ある程度、先ほど申し上げた冷やかし、からかいという部分も含めて、担任や周りの方たちが報告しているというような状況も、ちょっと一つ考えられるかなというふうに思っています。

それから、2つ目の児童支援コーディネーターがどのぐらいのことについては、ちょっと学校からの報告が細かいものではないので、数字としては持っていませんが、学級担任に相談した中にも、その後児童支援コーディネーターにおいてきたりってことがありますので、その辺のところでは非常に機能しているかなというふうに思っています。

この、学級担任以外の教職員っていうところには、学年主任っていうのが入っていたり、いろいろそういうところで学校で核となっている教員に相談がいくこともあります。

【前田教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

2年生の急な増え方というのは、少し慎重に丁寧に調べたほうがいいところですね。おそらく今、いろいろと状況の中で聞き取った中でのお話だと思うんですが、個々の学校の中でどういうことが起こっているのかっていうあたり、もう少し丁寧に見ていったほうが極めて重大視しなければいけない数字なのか、一つの要因としてこういうふうにあらわれているのか、これから先分析を進めていただけるとありがたいなと思いますけれども。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

不登校についてお聞きしたいんですけども。13ページのところに高学年になると、4の表ですけれど、不登校の人数が上がってきています。以前の教育委員の吉崎委員がよくおっしゃっていたのは、4年生ぐらいから勉強が難しくなるので、この辺からの教え方がすごく重要になってくるということをおっしゃっていたと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうかということです。

14ページの(6)のところの不登校の要因のところ、「学業の不振」というものも大きな理由になっていますので。

もう一つは、(7)についてなんですけれども。不登校が登校できるようになったという「結果のみではなくて」というお話があったと思うんですけども、今はフリースクールとか適応指導教室、いろいろな行き場所があると思うんですけども、フリースクールに関しても出席日数と認めるようになってくる動きだと思うんですが、川崎はどうなっているのかということと、あとフリースクールとか適応指導教室と学校の連携ということが重要になってくると思うんですけども、その辺はどうされているのかということをお伺いしたいです。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【小林指導課担当課長】

まず、学年別不登校児童生徒数ということで、先ほど6年生から中1の、いわゆるギャップという部分がありますが、その背景として中学年ぐらいからのという、それは中村委員おっしゃるとおりで、学業の不振というところが14ページを見るとやはり多いというところがありますので、本市はそれが4年生なのか、それとも本当は1、2年生のころなのかっていうところについては、まだちょっと私どもの分析が足りないところではあるんですけど、やっぱり1、2年生の学習に3、4年生の学習が積み上がっていく教科もございますので、その辺のところについては、やはり少しずつ、少しずつ勉強がわからなくなってきた、学校に行きたくないという思いは、それは学業の不振というところにつながっていると思いますので、そこはまたちょっと関係課とも相談しながら進めていかなければいけないというふうに思っています。

やっぱり、中学校の生徒さんで行けない生徒さんのお話を聞くと、やっぱり「勉強がわからない」というところが確かにありますので、そこについてまた課題としていかなければいけないですし、やっぱり教員のほうも授業をいろんな子たちが楽しく、それから吸収できるような授業を展開していく必要があるかなと思います。

それから、先ほどの登校できるようになった児童生徒ということでは、適応指導教室やフリースクールという話がありましたが、ここに行っている児童生徒さんについては、一応出席扱いという形にはなっていますが、特に適応指導教室は、総合教育センターの教育相談センターがやっている、いわゆる「ゆうゆう広場」と言われているところが6つ、場所がありますけど、そこについては、圧倒的にきちんとお互い連絡をとりあって、指導の予定の紙も配ったりとかということで、それは随時連絡をとっているというふうになっていますので、今日は出席している、出席していないということも含めて情報のやりとりもしている。基本的に、この適応指導教室はやっぱり学校への復帰というところを念頭に置いているところがございますので、また若干フリースクールによっては、将来的な子どもたちの自立ってことも、若干狙いが違うところもあるんですが、その辺のところもきちんと連携をとってやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

【前田教育長職務代理者】

「ゆうゆう」については、私も担任していたことがあるので、毎月出席・欠席の表が来て、しかも授業参観の案内が担任にきて、私も見に行ったことがありますので、すごく手厚い川崎市は連携をとっていると思います。補足で。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

3点です。1点目は、すみません、グラフの見た目の問題なんですけれど、例えば8ページのほう、いじめ発見のきっかけのところ、年度別で小・中、小・中って並んでいるんですが、できれば小学校の増減を見たいので、小学校で28年度、29年度が比べられるほうが私は見やすい

など思っているんですけれど。ちょっとその見やすさの点が1点です。

7ページで、先ほど2年生が28年度から29年度ですごく増えているというお話があったんですけど、25から29までの推移を見ると、1年生も、25年から29年は約9倍になっていて、他の学年は3倍から5倍の感じなので、1年生の増え方も、数というより、頻度というか、やっぱり多くなっているなというふうに思っていて、なので低学年のほうがすごく増え方が多いというか、そういうイメージがあって、ちょっと心配をしているところです。

それから、同じ7ページで、いじめの対応別認知件数のところで、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」というのが、私の予想よりは大分少ない感じの数字になっているんですが、これは感触的に、実態、思っている少ないというイメージか、やはりそこをするのがまだ難しい状況なのかっていう、そのあたりの御説明をいただきたいのが1点です。

あとすみません、もう1点、12ページの不登校児童生徒数の推移で、この28年、29年がちょっと急激に増えているというのは、先ほどの説明だと、世の中的に、学校に無理やり行かなくていいよということが反映されて学校に無理に行く子が減った結果、ちょっと増え方が急になっている御説明でよろしかったでしょうか。

という、すみません、4点でした。

【小林指導課担当課長】

最初の2点は御要望という形でよろしいですか。

【高橋委員】

そうですね。

【小林指導課担当課長】

わかりました。では、3つ目のパソコンや携帯電話、7ページですね、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいなことをされる」ということで、これは高橋委員おっしゃられたように、私ももっと上がると、ここにすぐに出てくるのかなと思ったんですが、実際にこれは学校が認識している数ですので、学校でいわゆる問題視して対応した数になってくると思うんですが、いろんな、つまりここがかかわっている生徒さんとか児童さんの数になると、ラインでグループをつくったりすると、それが10人、20人という単位になっていたりとかっていうことも実はありますので、実態のところは、軽々しくはちょっとと言えないんですけど、もっと潜在的なものが多いのではないかと思います。よく聞かれるので。それから、学校に上がってなくても保護者の中でも、実は区役所等に、区の教育担当やっていると、こういうような相談というのは実はあつたりします。学校が把握していなくても、今子どもたちのこういう機器の取扱いについてどうなのかっていう質問とか、悩んでいるっていう相談もあります。もっとあると思います。

それから、先ほどの不登校の急激な伸びというところについては、高橋委員おっしゃるとおりもありますが、先ほどその他の数え方がちょっと変わったというところもあるんですが、基本的にはやはり無理やり行かなくてもいいよというような風潮がやっぱり世の中に出てきたというのが一つあります。

ただ、不登校の理由について、一人ひとり全部違うので、その辺の分析もしていかなければい

けないんですが、どのようにその子に寄り添った対応をするのかというのは、非常に難しい、複雑な要因がいろいろ絡んでいるところもあるので、その辺については区の教育担当が学校に寄り添って対応しているところがありますので、その一人ひとりに寄り添った対応ができるように、また今後努力を続けていかなければいけないかなと思います。

以上です。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

特によろしいようでしたら、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

報告事項 No. 4 中学校給食年間実施回数変更に伴う学校給食費の額について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 中学校給食年間実施回数変更に伴う学校給食費の額について」でございます。説明を健康給食推進室担当課長をお願いいたします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室でございます。

「報告事項No.4 中学校給食年間実施回数変更に伴う学校給食費の額について」、御説明させていただきます。No.4をごらんください。「年間給食実施回数及び学校給食費について」でございます。

はじめに、「1 年間給食実施回数について」でございますが、(1)の中学校給食における実施回数につきましては、平成28年度に学校へのヒアリングや実施回数の調査を行い、1、2年生は年間160回、3年生は年間150回と設定いたしました。本年は、年間を通して給食を実施することもあり、また、昨年度の給食実施も踏まえまして、再度実施回数についてのヒアリングや調査を行い、来年度以降の回数を定めることといたしました。

(2)の各学校からのヒアリング結果でございますが、各中学校から年間約187日の中学校給食実施可能日の中で、何回給食を実施するか希望調査を実施したところ、平均して158.2

回でございました。

結果から判明したことといたしましては、学校が給食実施を前提の時程を計画するようになったこと、また、8月に給食実施可能日を設定したことから、前回より実施希望が8日程度増えていること、また、3年生は卒業式の後、給食が不要となることなどから、1、2年生と3年生の希望実施回数は10回以上隔たりがあることについては、今回の調査においてもかわりないこと、でございました。

このようなことを踏まえまして、(3)の給食実施回数の設定でございますが、各学校が無理なく実施できる最大の年間実施回数を考慮して、平成31年度から各学年5回増やし、1、2年生を年間165回、3年生を年間155回といたします。

2ページをごらんください。2、学校給食費についてでございますが、(1)の「平成31年度からの学校給食費の額について」でございますが、一食当たりの基準単価を、これまでどおりの320円として、年額及び月割額を定めるものとし、来年度の年間実施回数から、1、2年生については、年額5万2,800円、月割額4,800円、3年生については、年間5万600円、月割額4,600円となります。なお、1、2年生は年額で1,100円、3年生は年額で2,200円の増となります。

次に、「3 給食実施回数及び給食費にかかるスケジュール」でございますが、本日の報告後に学校及び保護者に周知をしていく予定となっております。

A3の添付しております参考資料につきましては、「学校給食費等に係る参考資料」でございます。後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。御質問等ございましたら、お願いいたします。
中村委員。

【中村委員】

このように随時ヒアリングをしながら改善していただければととてもありがたいと思いましたが、これからは、毎年するかどうかわかりませんが、ヒアリングを大事にしていただきたいと思います。

【渡邊教育長】

よろしいですか。ありがとうございました。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

給食費の額ですけど、要するに回数を増やすから額が変わってくるという解釈でいいですか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

基準となります給食費につきましては、320円に変更ございませんので、回数増に対応した変更ということでございます。

【小原委員】

そうですね。ということは、保護者に説明するのは、回数が増えたからという説明をきちんと入れていくということですね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

そのあたりは今後御説明させていただくんですけども、きちんと御説明していきたいと思っております。

【小原委員】

気をつけないと、金額が変わるっていうのを、給食費1回当たりの、例えば320円と、これが変わるといふふうに誤解を招く可能性があるんで、回数が増えるからその分上がりますというのはきちんとお伝えしておかないと、ちょっと懸念をすることになってきます。その辺は丁寧に御説明いただければと思いますので。

【渡邊教育長】

大事な御指摘いただきましたので、よろしく申し上げます。

他の委員さん、よろしいですか。

高橋委員はよろしいですか。

【高橋委員】

大丈夫です。

【渡邊教育長】

大丈夫ですか。

小原委員。

【小原委員】

ちょっと余談なんですけども、新聞なのにかちょっと忘れちゃったけど、インターネットのニュースだったか忘れちゃったけど、仙台市の給食が栄養のところでは足りてなかったっていう報道があったんですけども、川崎市の場合は物価の高騰で足りてないとかっていう、そういう状況ではありませんよね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

仙台市のことについて詳しく存じていないんですけれども、国の定める栄養量基準を満たしておりますので、特にそういう状況ではございません。

【小原委員】

8月に改定になっていますよね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

新しい基準も一部変わってございますので、今後そこにも対応していきたいと考えております。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それでは、よろしいようでしたらただいまの、報告事項No.4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りし決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

報告事項 No. 6 川崎市地域文化財顕彰制度における第 1 回川崎市地域文化財の決定について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.6 川崎市地域文化財顕彰制度における第 1 回川崎市地域文化財の決定について」でございます。

説明を文化財課長にお願いいたします。

【服部文化財課長】

「報告事項No.6 川崎市地域文化財顕彰制度における第 1 回川崎市地域文化財の決定について」、御報告申し上げます。

お手元の資料の 1 ページをごらんください。はじめに、「1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要」について御説明申し上げます。

「(1) 趣旨」でございますが、平成 29 年 12 月に創設した当制度は、川崎市内で市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として、顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り、育むまちづくりに寄与することを目的としております。

「(2) 地域文化財の対象」でございますが、法令・条例により指定・登録等がされているものを除いた川崎市内の有形・無形の文化財を対象とするものでございます。

「(3) 地域文化財候補の選出及び決定」でございますが、市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定いたします。

続いて、「2 第 1 回地域文化財の決定」についてでございますが、平成 30 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までを募集期間として広く推薦を募ったところ、市内の社寺や町内会・自治会、歴史・文化財に係る任意団体、博物館、小学校等から、67 件の推薦がございました。推薦を受理した文化財について、文化財課で現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、推薦内容を精査した上で、平成 30 年度の地域文化財として 63 件を決定したものでございます。種別ごとの内容は、表のとおりでございます。次のページには一覧表を添付しておりますので、あわせてごらんください。なお、継続調査を要するものなど 4 件につきましては、今回の決定から除いてございます。

次に、「3 主なスケジュール」をごらんください。決定にあたりましては、関係の要綱に基づき、10 月 22 日開催の文化財審議会での意見聴取を行ったところ、事務局の提示した第 1 回決定予定の地域文化財について了承されたところでございます。

今後につきましては、11 月 27 日に議会への報告並びに報道機関等を通しての公表を予定しております。

川崎市初の地域文化財として決定いたしました、この 63 件は地域の人々が長く守り、伝えてきた文化財を今後も継承していきたいとの思いで御推薦いただいたものでございます。今後、ホームページや案内パンフレットなどにより普及啓発に努め、市民の文化財への理解と関心をより高めていくとともに、現地公開やまち歩き等の活用事業により、地域づくりへの利活用を推進し

てまいりたいと考えております。

報告事項No.6については、以上でございます。

【渡邊教育長】

御質問等ございましたら、お願いいたします。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、20番のポンプは何式ポンプっていうんですか。

【服部文化財課長】

これは、「いのくちしき」です。

【小原委員】

「いのくちしき」。どんなものか、後で教えていただければと思いますので、すみません。

ちょっと一つお伺いしたいのが、建築物が、わりと神社とかそういうのが多いんですけど、推薦の中には近代建築とか、そういうのはなかったんですか。

【服部文化財課長】

今回の地域文化財の対象となりますのが、建築もしくは制作から50年を経たものというものが対象となっております。近代建築につきましても、50年を経過したものについては対象となりますが、今回の中には御推薦いただいたものはございませんでした。

【小原委員】

もう一ついいですか。例えば、機械遺産みたいな感じの、工業的なものとかっていうのも今回にはなかったってことですか。

【服部文化財課長】

先ほど委員がおっしゃられました「あのくち式ポンプ」というのは、ある意味では近代遺産といえますか、いわゆる近代化の機械類という範疇に入るかというふうに思っています。

この「あのくち式ポンプ」につきましては、昭和18年に荏原製作所で製造されて、渡田ポンプ場で長らく使われてきたというところでございますので、昭和に入ってからのものでございますが、歴史のある機械ということでございます。

【小原委員】

じゃあ、これからまたそういうのがあるかもしれないということですね。

【服部文化財課長】

御推薦いただく中には。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

中村委員。

【中村委員】

これからいろいろ広報していかれるという話だったと思うんですけども、もしかしたら「うちにもこんな文化財が」っていうことがあるかもしれないので、そういうのがどんどん出てくるようにしていく必要があると思うんですけども。この第1回目の67件の推薦というのは、推薦が大変だったのでしょうか。それとも、もっと本当はいっぱいあるんだけどもこれだけって感じなんですか。探すのは大変という状況とどっちなのかお伺いしたいんですけど。

【服部文化財課長】

私ども、この地域文化財顕彰制度の推薦に当たりましては、広報活動として、まずは地域の町会ですとか自治会、連合町会等の場でこの制度を御説明をさせていただいたりですとか、あとは各区に御説明に伺ったりですとか、あとは地域文化財、失礼いたしました、文化財のボランティア団体、市にたくさんございますので、そうしたところにもお声掛け、御説明をしながら、広く広報してきたところでございますので、そうしたところから今回身近な文化財というのを推薦をしてきていただいたものでございます。

今回は、まだ第1回ということもございますので、63件の決定にとどまりましたが、今回私ども、第1回でございましてけれども、この制度を運用してきた中で、非常に多くの皆さんからの御意見等もいただきましたので、またこれからも広く私どもも広報しながら、特に地域の町会、自治会だけではなくて学校ですとか、またさらに活動団体さんですとか、そういうところにも広く周知を図っていきたいというふうに思っております。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

たくさん集まると、来年、いいかなと思いました。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

地域文化財証書を交付すると書いてあるんですけど、この63件では私のよく行く、大戸神社とか神明神社とか、神明神社なんかはよく子どもがセミをとりに抜け殻がいっぱいあったり、等

覚院も節分で毎年行きますけど、あの手洗い場ってそういうものだったのって改めて見てびっくりしましたが、何か立て看みたいなのは証書以外に立てるのは所有者の方がやるんでしょうか。それとも市から、こういうものですよというようなものが立つんでしょうか、ちょっと気になりました。立つんだったら行くときよく見ようかなと思ひまして、質問させていただきました。

【井汲文化財課担当係長】

最初にこういった形で皆様にパンフレットで募集をさせていただいた際に、金銭的な助成は指定文化財と違って、ちょっと今回の顕彰制度では用意してございませんというような案内をさせていただいております。今までの指定物件と違ひまして、1回に60何件というような、かなり膨大な数を幅広く集めていこうというような制度でございますので、今回看板設置といったような形での助成というのはちょっと考えてはいないところです。

ただ、所有者の方がぜひ地域文化財に顕彰されているから、こんな看板を立てたいんだけどというような御相談がありましたら、文面でございますとか、仕様体裁等についてでございますと、そういったことについては御相談に乗るといふような姿勢でございます。

【前田教育長職務代理者】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それでは、特によろしいでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

どこに行ったときだか忘れたんですけども、QRコードがあつて、かざすとその文化財の内容がわかるところが結構あるんですね。1個1個立てるのは大変かもしれないけれども、そういうQRコードぐらいだったらできるのかなと思つたりとか。情報は市のホームページに載っている、携帯をかざせばわかるというの、一ついいかなと思ひました。

【井汲文化財課担当係長】

指定文化財の中では、国史跡橘樹官衙遺跡群という直近にもございまして、国史跡に指定されたものがございまして、そういう試みを今始めているところではございますが、今のところまだ着手はされていないのですが、検討はしていきたいと思ひしております。

【服部文化財課長】

市内でも、そういった区役所によってはそういうQRコードをつけてホームページとリンクさせているところもありますので、そういうものもちょっと研究させていただきながら、検討していきたいと思ひしております。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.6ですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.6は承認といたします。

9 議事事項

議案第46号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第47号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第48号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。

「議案第46号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第47号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第48号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」でございますが、これらはいずれも川崎市学校給食センター整備等事業の契約の変更に関する議案でございますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、一括して審議してまいります。

では、まず議案第46号から議案第48号の、議案3件につきまして、説明を健康給食推進室担当課長をお願いいたします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

それでは「議案第46号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、御説明いたします。

はじめに、議案書の資料のほうをごらんください。平成27年10月14日に、市議会に議決を受けた「(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「152億5,858万6,753円」を「152億5,114万2,770円」に変更するものでございます。

次に、裏面をごらんください。「3 変更理由」でございますが、一番下段でございますが、事

業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、変更内容について御説明いたしますので、お手元の資料「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の1ページをごらんください。契約の変更は、事業契約書第71条第4項及び事業契約書別紙4-1の規定に基づき契約金額の改定を行うものでございます。

はじめに、「1 サービス購入料の仕組み」でございますが、本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は設計建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、維持管理・運營業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、「2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、サービス購入料D(固定料金分)及びE(変動料金分)については、「契約締結年度」と「支払い対象となる平成31年度の維持管理・運営の前々年度4月が属する年(平成29年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%以上の変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしているところでございます。今回、改定の対象となる費用は、固定料金分のうち、「運営費相当額の(電気代相当分)と(ガス代相当分)」及び変動料金分のうち、「電気代相当分の単価」と「ガス代金相当分の単価」であり、改定率については、資料2ページ目にまいりまして、表のとおりでございます。

続きまして、「3 改定後の各サービス購入料及び契約金額」についてでございますが、先ほど御説明した、各サービス購入料の改定額は表のとおりでございます。最終的に税込みで、744万3,983円の減額を行うものでございます。

議案第46号の説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第47号でございます。同じく議案書をごらんください。平成27年12月15日に市議会の議決を受けた「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。変更内容は、契約金額「110億8,188万6,324円」を「110億7,800万2,820円」に変更するものでございます。

裏面をごらんください。下段の「3 変更理由」でございますが、南部学校給食センターの契約変更と同様で、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、変更内容について御説明いたしますので、お手元の資料「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の1ページをごらんください。契約の変更は、南部学校給食センターの契約変更と同様で、事業契約等の規定に基づき契約金額の改定を行うものでございます。

はじめに、「1 サービス購入料の仕組み」でございますが、南部学校給食センターの契約変更の際の説明と同様になりますので、資料を御確認いただければと思います。

次に、「2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、こちらについても南部学校給食センターの契約変更の際の説明と同様でございます。2ページ目にまいりまして、改定額につきましては、表のとおりでございます。

続きまして、「3 改定後の各サービス購入料及び契約金額」についてでございますが、先ほど御説明した、各サービス購入料の改定額は表のとおりでございます。最終的に税込みで388万3,504円の減額となるものでございます。

議案第47号の説明は以上でございます。

引き続ききまして、「議案第48号（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、御説明いたします。

議案書をごらんください。平成27年12月15日に市議会で議決を受けた「（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。変更内容は、契約金額「79億9,382万2,000円」を「79億9,209万5,053円」に変更するものでございます。

裏面をごらんください。下段の「3 変更理由」でございますが、先ほどからの御説明と同様に、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、変更内容について御説明いたしますので、お手元の資料「（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等の契約の変更について」の1ページ目をごらんください。1ページ目につきましては、繰り返しの説明となりますので、資料のほうをそれぞれ御確認いただければと思います。

2ページ目にまいりまして、こちらの北部に係る改定率が記載しておりますので、表のほうをごらんいただければと思います。

続きまして、「3 改定後の各サービス購入料及び契約金額」についてでございますが、各サービス購入料の改定額は表のとおりでございます。最終的に税込みで、172万6,947円の減額を行うものでございます。

ただいま御説明いたしました、議案第46号から48号の3件の契約変更案件につきましては、今月開催される、平成30年第4回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

議案第46号から、議案第48号について説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

特にこれはよろしいでしょうか。

それでは、一つずつ採決に入りたいと思います。

まず、議案第46号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第46号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第47号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第47号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第48号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第48号は原案のとおり可決いたします。

議案第49号 川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

それでは、次に、「議案第49号 川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。説明を、庶務課担当課長、健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第49号 川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の条例改正の概要につきまして、健康給食推進室担当課長から御説明申し上げます。

【古俣健康給食推進室担当課長】

それでは、議案第49号の資料のほうをごらんください。

「2 改正内容」についてでございますが、中部学校給食センターの敷地については、平成28年1月から川崎市上下水道事業管理者より固定資産の使用許可を受けて、敷地を使用しているところでございます。使用許可を受けている場所については、「中原区上平間1700番地8ほか」となっていたため、平成29年3月の条例制定時においても、代表的な地番である、「上平間1700番地8」を中部給食センターの位置として条例を制定したところでございます。

しかしながら、その間、「上平間1700番地8」は4筆に分筆がされ、給食センターの土地が「上平間1700番地373ほか」に変更されたことが判明したため、現況にあった地番である「上平間1700番地373」を中部学校給食センターの位置として、条例を一部改正するものでございます。

「3 学校給食センターについて」及び「4 これまでの経過」については、資料を御参照していただきたいと思っております。

条例案の説明については、庶務課法制・委員会担当課長より説明いたします。私からの説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「中部学校給食センターの位置の表示を変更するため、この条例を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第2条の表の川崎市中部学校給食センターの位置の表示を、「中原区上平間1700番地8」から「中原区上平間1700番地373」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

こちらの条例案につきましては、今月26日に開会する平成30年第4回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第49号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか。

小原委員。

【小原委員】

参考までに教えていただきたいんですけども、この位置の変更によって、中部学校給食センター整備等事業の契約の場所の変更になってくるということですか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

PFIの事業契約のほうの住所の表記につきましても変更になりますが、それについては事業者のほうに通知をするという形で、特に変更契約等を行わない予定でございます。要は必要がないということでございます。

【小原委員】

必要がないということですね。これ以外に、住所の変更で他に変わってくるものってありますか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

特に大きな変更はないものと考えておりますが、郵送の宛先等の変更等は生じるものと考えております。

【小原委員】

契約とかそういうことには、ないということですね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

契約上の変更等はございません。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第49号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第49号は原案のとおり可決いたします。

なお、本日の議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますが、原案のとおり可決されましたので、特に異議なしと回答させていただきます。

それでは、次に「議案第50号、平成30年度」、失礼しました。ここで、少し休憩を入れましょう。あの時計で4時まで休憩をとりますので、よろしくお願いします。

(15時47分 休憩)

(16時00分 再開)

議案第50号 平成30年度教員表彰について

【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

次に、「議案第50号 平成30年度教員表彰について」でございます。説明を教職員人事課担当課長をお願いいたします。

【金子教職員人事課担当課長】

それでは、議案第50号、平成30年度教員表彰につきまして御説明いたします。

最初に、お配りしております議案第50号の資料をごらんください。教員表彰制度に関する制度の概要、それから要綱をまとめたものでございます。

資料1ページの「教員表彰制度の概要」をごらんください。本市の教員表彰制度についてですが、「1 制度の目的」として、『教科指導や児童生徒指導、支援教育等様々な面で教育効果をあげている教員を表彰し、努力に報いることで、教員及び学校全体の教育力の向上につながり、保護者・地域等からの教育への信頼にも応えることになる』とあります。

実践発表等、表彰結果の活用を目的とし、教員の資質向上施策の一環として、平成16年度から実施しております。

表彰の対象者となる教員についてですが、「2 表彰の対象者」として、管理職及び指導主事を除く、川崎市立学校の教員で、勤務成績が優良であり、次の(1)から(7)のいずれかに該当している者としております。また、表彰の基準といたしましては、①から⑫までとしています。

恐れ入りますが、次の2ページをごらんください。「4 選考方法」をごらんください。教育長、教育次長、教育委員会事務局職員、校長4名、保護者代表1名、学識経験者1名を構成員とする表彰選考委員会を設置いたしまして、推薦書、予備審査会からの報告などにより、表彰候補者の選考を行っております。なお、表彰者の人数は原則10名以下としております。

続きまして、次の3ページの「8 その他」の「表彰制度の流れ」をごらんください。平成30年度の教員表彰につきましては、4月12日付けで各学校長に表彰候補者の推薦等を依頼しましたところ、小学校より2名、中学校より3名の、計5名の推薦がありました。

10月5日に予備審査会を経て、10月17日に表彰選考委員会を開催し、学校長の推薦書、また、客観的な資料といたしまして、研究紀要や学校内での取組の資料等をもとに検討した結果、小学校1名、中学校3名の計4名を表彰候補者として選考を行いました。

本日の教育委員会の審議を経て、被表彰者を決定し、12月26日水曜日午後3時から高津市民館で行われる予定の表彰式及び発表会において、教育委員会より表彰状等の授与を行うものでございます。

発表会では、初任者研修会の一環といたしまして、表彰された教員の教育実践や取組内容についての報告を行います。

なお、このことにつきましては、教育だよりかわさき115号(2月発行)でございますが、そちらに掲載するなど、広く市民に広報してまいります。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明いただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

選考委員会のほうに、保護者の方がお一人入られるということだと思っておりますが、どのような方が入られているのか、個人名とかではなくて、どういうところ、こういう会から来た方ですか。

【金子教職員人事課担当課長】

川崎市のPTA連絡協議会の方を1名、御推薦いただいて参加していただいております。

【高橋委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

3ページになるのかな、表彰制度のほうの3ページの「8 その他」で、被表彰者が免許状更新講習の受講が免除されるとなっていますけども、その下の米印にあるのがちょっとわかりづらいんですけども、どういうことなんですか、これ。有効期間満了の日または期限の10年前から2カ月前までというのは、どういうことなのか。

【金子教職員人事課担当課長】

表彰されて、直近の更新講習対象者になった場合、その1回目が免除されるということになります。10年ごとに更新でございますので、お人によっては、すぐ後に更新講習がある方もおいでですし、何年かたってということもありますが、その直近のという意味でございます。

【小原委員】

10年以上だから、10年たった後にすぐ表彰を受けた人が次の10年後の講習が免除になるよってということですか。

【金子教職員人事課担当課長】

1回目というか、その方の御自身の次のというか、一番直近の更新講習が免除されるということです。

【小原委員】

そういうことなんですね。

【中村委員】

例えば、9年間空いていたとしても免除されるということですか。

【金子教職員人事課担当課長】

この額面通りとるとそういうことでございます。

【中村委員】

それは、川崎市で決めていいことなんですか。更新講習っていうのは国の規定ですよ。10年ごとにやりなさいっていうのは。

【渡邊教育長】

更新講習免除者の規定が幾つか法律に示されていますよね。それから引用してこの規定がおそらくあるかと思います。

【金子教職員人事課担当課長】

直近では、例えば総括教諭の方は、免除の対象になっていきますので、今回は教員の方お一人いらっしゃるんですけど、今までは、まだ表彰されてこの数年以内に直近の講習を免除されたという方は、この4年間ではおいでにならないようでございます。

【中村委員】

規定があるんでしたら結構なんですけれども、それをちゃんと見せていただきたいというか。ちょっと不安に思いましたので。

【金子教職員人事課担当課長】

国のほうが示している根拠になるというような資料は。

【中村委員】

国の規定に基づいて川崎市で考えているわけですね。

【金子教職員人事課担当課長】

その根拠となるものということでしょうか。わかりました。

【渡邊教育長】

言わんとしているところは、直近の免許状更新講習の免除者になるということですよ。ですから、旧免許状でいえば、45、55、65っていう年齢で区切っていますよね。ですから、例えばこの方が45の更新講習、40代の前半であって、45になる前の2年間のうちに更新講習の受講をするべき立場なんだろうけども、その前に表彰されていれば、一番近いところの45が満了する更新講習については免除者として、更新講習は受けなくていいわけですよ。46のような年齢になったときには、その直近のは、今度は55のときの更新講習ですから、結果的には間があいてしまうという、そういうことですよ。

【金子教職員人事課担当課長】

2回目はないので、お若い方でも1回限りということになります。

【渡邊教育長】

タイミングによって。

【中村委員】

タイミングによって随分違ってきてしまいますので、この辺は考えたほうがいいのかなというふうに少し思います。

【渡邊教育長】

どのような意味で更新講習を受けとめるかということだと思うんですけどね。

制度的には間違いがないと思いますので。

【小原委員】

ちょっとそれとは別に、1の対象者が経験10年以上かつ原則として50未満の者というふうになっているんですけども、10年以上じゃないと、この表彰対象にならないという考え方ですよね。

この前の年齢で表彰が受けられるような制度って、つくることとかっていうのは考えていらっしゃいますか。もっと若手で頑張っている人が表彰されるような制度とかっていうのはお考えとあってありますか。

【金子教職員人事課担当課長】

現在、この10年というところも、果たして10年がどうなんだってところの議論も中にはありましたけれど、最低限教員としての経験はこのぐらい、このぐらいというのは10年は経験していただくじゃないかということでやっておりますが、さらに若い方を発掘するということは、今現在は視野には入れていません。

【小原委員】

若い人でも頑張っている人がいるのであれば、場合によっては、ここまでいかないにしても表彰みたいなものがあると、それはそれで、何ていうのかな、本人にとっていいものになるのかなというふうには考えてはいるんですけども、もしできるんだっただけの話ですけども、ちょっと考えてみてください。

【前田教育長職務代理者】

よろしいでしょうか。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

この16年度の要綱を見ると4月1日施行、私が教職員課の主幹だったときにこれを立ち上げて、校長会で私自身が説明して、これ記憶をたどってみると、今小原委員が言われた、この教員経験10年以上は、お答えになったような他都市等の全部調べて、こういう現行にしたという記憶があります。ただ、そのとき上限はなかったもので、私が校長会長のときもある中学校で、59歳の方が来てですね、やはり審議会で意見がいろいろ出たんですね。何か、御苦労さんという賞ではないので、59歳、どうなんだろうというような、そういう議論を踏まえて、きっと50歳未満の者と、こういう形になってきたのかなと。

それから、第9条のその他も、後で改正ということで付け加わってきたんだろうなというふうに思いました。

でも、いろいろ教員を積んだ方のいわゆるセンターの教員研修等の講師を発掘するとか、そう

いう意味合いもあって立ち上げたものなので、いいかなというふうに思っています。

ただ、この前の小学校の漢字指導で30歳で読売教育賞を受賞されたような先生もいらっしゃいますが、それはそれでいいのかなと。

ただ、一つ要望として、私が感じているのは15年経ってますので、たしか立ち上げのとき、京都市を調べたときは、京都市は個人だけではなくて、団体も学校を含めた研究会、学校団体もたくさん表彰してたんですね、京都市が。川崎市はスタートだからという思いでこの要綱をつくったんですが、もうそろそろ15年たったので、川崎市も小学校の研究会とか、各校内研とか、中学校も含めていろいろな先進的な研究を、この前の教育工学の全国大会見てきましたが、すばらしいと吉崎先生もおっしゃってましたし、ああいうものを、やはり全市に広めるためにも、なかなか発表を見に来られる先生少なかったようですね。私の知り合いも1時間だけいて、学校に戻らないとって先生おられて、だからこの教員表彰制度の中に京都市みたいに、研究会とか学校とか、そういうような優秀な研究をやっている研究会、学校についても、規約制度をもう少し広くとって表彰するような制度にならないかなという希望を持っております。ぜひ、御検討いただきたいと思います。

以上です。

【渡邊教育長】

御意見として、よろしく申し上げます。

それでは、議案第50号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

議案第51号 「川崎大師引声念仏・双盤念仏」の川崎市重要習俗技芸指定に係る諮問について

服部文化財課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第51号は原案のとおり可決された。

10 その他

【渡邊教育長】

その他でございますが、会議冒頭に本日の会議録署名人ですが、本職から高橋委員と岡田委員を指名いたしました。本日岡田委員が欠席となりましたので、改めて高橋委員と前田委員に指名させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1 1 閉会宣言

【渡邊教育長】

それでは、本日の会議はこれもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(16時25分 閉会)